

千葉市口腔機能健診実施要領

(目的)

- 1 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、口腔の健康及び口腔機能の保持・増進を図ることを通して、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援することを目的に、千葉市（以下「甲」という。）が一般社団法人千葉市歯科医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する口腔機能健診について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 2 この事業の対象者は、本市に住民票を有する65歳以上の者とする。

(実施方法)

- 3 口腔機能健診の実施については、市長が契約した乙の推薦する乙会員である歯科医師が（以下「丙」という。）行うものとする。
 - (2) 口腔機能健診の実施期間は当該年度4月1日から3月31日までとする。
 - (3) 口腔機能健診を受けようとする者は、口腔機能健診申込書（様式第1号）に記入の上、甲へ申請する。甲から口腔機能健診票（様式第2号）を受け取り、丙の定める日時に持参し、口腔機能評価・指導を受けるものとする。
 - (4) 口腔機能評価・指導の項目は口腔機能の評価（咀嚼・嚥下・発音）及び保健指導とする。
 - ア口腔機能の評価
 - (ア) 現在歯・喪失歯の状況
 - (イ) う蝕治療、歯周疾患治療の必要性の判定
 - (ウ) 補綴治療（クラウン・ブリッジ・義歯等）の必要性
 - (エ) 臼歯の咬合支持の有無
 - (オ) 口腔乾燥の有無
 - (カ) 口腔内の衛生状態
 - (キ) 咀嚼力
 - (ク) 嚥下機能
 - (ケ) 発音機能
 - (コ) 舌口唇運動機能評価
 - イ保健指導
 - (ア) 口腔清掃の必要性の説明と動機付け
 - (イ) 必要な場合は、歯科治療の説明（保険診療）
 - (ウ) 口腔体操（顔面体操、舌体操、ごっくん体操）による咀嚼機能、嚥下機能、発音機能を高める指導
 - (5) 丙は、口腔機能の評価・指導にあたっては、「口腔機能健診の手引き」（千葉市歯科医師会地域歯科保健委員会）を参照し、評価・指導をする。

(結果の記載及び事後)

4 丙は、口腔機能評価・指導の結果を口腔機能健診票（様式第2号）に記載するものとする。

(利用料金)

5 丙が行う口腔機能評価・指導の利用料金は無料とする。

(結果報告)

6 乙は、「口腔ケア事業料金請求書」に口腔機能健診票（請求用）を添付し、毎月末日締切りとして、翌月10日までに甲に提出するものとする。

(委託料の支払い)

7 甲は、乙から「口腔ケア事業料金請求書」により請求を受けた場合、丙に対し契約に基づく委託料を口腔機能評価・指導内容及び結果を確認し、請求日から30日以内に当該丙の銀行口座に振り込むものとする。

(2) この場合において、乙は、甲に対して丙及び丙に係る歯科医療機関の銀行口座を事前に通知しなければならない。

(規定外事項)

8 この要領に定めるもののほか、口腔機能健診の実施に関し必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行するものとする。

この要領は、平成29年4月1日から施行するものとする。

この要領は、令和5年4月1日から施行するものとする。

この要領は、令和6年4月1日から施行するものとする。